

令和7年度やまがた農業ビジネス塾運営業務委託仕様書（企画提案用）

1 業務名 令和7年度やまがた農業ビジネス塾運営業務

2 期 間 契約日から令和8年3月27日（金）まで

3 目 的

優れた経営感覚を備えた生産力の高い企業的な農業経営を展開する経営体を目指すとともに、法人化や、多様な人材の活用、労働環境の改善、スマート農業等の先進技術の導入に取り組むことで地域づくりや人づくりができる、本県農業を牽引していくトップランナー経営体の育成を図るため、高度な経営手法等を学ぶ「やまがた農業ビジネス塾」を実施する。

4 業務の内容 以下の内容を「やまがた農業ビジネス塾運営業務委託」として委託する。

（1）概要

①別添やまがた農業ビジネス塾実施要領を参考に、やまがた農業ビジネス塾を実施し、農業者の経営力の向上を図る。なお、塾生は県が募集し、会場は、県が手配する。

②その他、上記①に付随する業務

（2）業務内容

①受講者の経営力向上を図るための育成塾の実施（但し、カリキュラム構成において、法人化や労働環境の改善、多様な人材の活用、スマート農業技術等の導入及び地域農業や社会に貢献する農業経営への発展に向けた内容に配慮すること。）

②塾生の経営力向上に向けた支援（問い合わせへの回答等の支援）

③その他の付随業務

受託者は、本業務のほか、これに付随する一切の業務を行うものとする。

5 実績報告

実績報告は、全講座終了後委託契約期間内に提出することとし、実績報告書には研修内容のカリキュラムや講師等の実績を記載するとともに、使用した資料の印刷物並びに電子ファイル、受講状況を撮影したビデオ、受講生の自己分析結果及びアンケート結果等を添付するものとする。

6 著作権及び著作権

本業務による著作権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）はすべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

7 受託にあたっての留意事項

（1）委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

（2）個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（3）事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて県に帰属するものとする。

（4）本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

（5）本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

（6）本事業は、「地方創生推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を整え、他の経理を区分して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。

（7）本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。

（8）委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。